164-参-外交防衛委員会-10号 平成18年04月13日

○大田昌秀君　議題となっています二つの条約案件については賛成ですが、何点か質問いたします。
　まず、外務省にお伺いしますけれども、国連公海漁業協定では、公海上において違法操業の疑いがある漁船に対して、沿岸国当局は停船を求め乗船できる、つまり、いわゆる臨検が認められています。
　日本の漁船が外国の臨検を受けたり拿捕されたりする事態が起こった場合、日本政府は具体的にどのような対応をなさるのですか、簡潔に御説明ください。

○大臣政務官（伊藤信太郎君）　お答えいたします。
　本協定は、すべての締約国に対して、一定の条件の下に、公海上にあるほかの締約国の漁船を検査する権限を認めるものでございます。したがいまして、そのかかる権限を行使する場合には本協定の定める厳格な条件に従うということが義務付けられておりまして、また検査を受ける方の漁船の本国は、いつでも自国の法律に従った取締り措置をとる権利というものが認められております。
　したがいまして、他国が公海上で我が国の漁船に対してこの協定に基づいて乗船検査を行う場合は、検査国は乗船検査を行う時点において我が国への通報を開始するということになっておりまして、また、その検査の結果、地域漁業管理機関の保存管理措置への違反を疑うに足る明白な根拠等がある場合については、その違反の容疑を我が国に速やかに通報することとされております。我が国としては、この通報を受けた場合、旗国たる我が国が当該漁船の調査及び取締りを行う旨検査国に通報した上で、他国の当局によってではなく我が国の当局によって我が国漁船による保存管理措置の遵守を確保するという考え方でございます。
　なお、この協定上の乗船検査を実施する検査官の権限は、漁船、その免許、漁具、装置、記録、設備、漁獲物及びその製品並びに関係する保存管理措置の遵守を確認するために必要な関係書類を検査する権限と定めており、漁船を拿捕するということはできないということになっております。

○大田昌秀君　農水省にお願いいたします。
　我が国のマグロの自給率の推移について、簡潔に御説明ください。
　また、公海漁業協定の締結によって我が国の漁業がどのような影響を受けるのか、メリット及びデメリットについて簡潔に御説明ください。